

弾道ミサイル等発射に係るJアラート発令対応マニュアル

「弾道ミサイル落下時の行動」について
児童生徒への安全指導をしておく

「弾道ミサイル落下時の行動」を理解しておく

教職員

児童生徒・保護者

身の安全を最優先にした行動

身の安全を最優先にした行動

- 出勤はしないこと
- 避難行動
- 情報収集

- 登校はしないこと
- 避難行動
- 情報収集

- できる限り**建物の中や地下に避難**
- 運転中の場合、安全な場所に車を止めて近くの建物や地下に避難するか、建物や地下がない場合は、車から離れて地面に伏せ頭部等を守る（内閣官房資料内記載事項より）
- 情報収集

- できる限り**建物の中や地下に避難**
- 建物がない場合、物陰に身を隠すか、地面に伏せ頭部等を守る
- 情報収集

校外学習

校内

校外学習

校内

- 指導を中止
- 児童生徒への避難指示及び避難行動**
- その場での情報収集
- 学校と連絡を取り合う
- 管理職はその後の活動について検討し、指示を出す

- 指導を中止
- 児童生徒への避難指示及び避難行動**
- 学校内での情報収集
- 管理職はその後の活動について検討し、指示を出す

在校中

- 所在施設または近隣の建物内へ避難**
- 学習活動中止
- 施設で待機

- 窓から離れて避難**
- 建物内へ避難
- 学習活動中止
- 学校で待機

浜松市への影響 なし

浜松市への影響 なし

着弾後

- 出勤
- 指導再開
- 引き続きの情報収集
- ★浜松市付近上空を通過した場合、必要に応じて落下物等への対応として、
 - 学校の敷地内及び周辺の安全確認
 - 児童生徒の下校指導

- 通常通り登校
- 学習活動再開
- 通常通り下校
- 落下物等には決して近寄らない
- 保護者は、警察や消防へ落下物の情報を連絡する

浜松市への影響 あり

浜松市への影響 あり

着弾後

- 身の安全を最優先にした行動、児童生徒への避難指示
- 可能な限りの情報収集
- 危機管理課からの情報や学校における対処方法等について、教育委員会からの緊急通知を受ける
- 情報等を参考に、校区の状況及び学校の実情に応じて児童生徒の安全を最優先とした対処を講じる
- 学校に被害があった場合は、教育委員会へ連絡する

- 身の安全を最優先にした行動
- 登下校中は、近くの建物や地下に避難
- 保護者は、通り掛かりの児童生徒へ声を掛け、建物内へ避難
- 可能な限りの情報収集
- 学校の対応について、緊急メール等での連絡を待つ

屋外

屋内

屋外

屋内

- 児童生徒への避難指示及び避難行動
- ★口と鼻をハンカチ等で覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難
- 情報収集

- 児童生徒への避難指示及び避難行動
- ★換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉
- 情報収集

- 口と鼻をハンカチ等で覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難

- 窓を閉める
- 身を守る姿勢をとる

◎【基本的な避難行動】

「弾道ミサイル落下時の行動について」内閣官房 国民保護ポータルサイトより

①速やかな避難行動 ②正確かつ迅速な情報収集
『メッセージが流れたら、落ち着いて、直ちに行動する』

- 屋外にいる場合 できる限り建物や地下に避難する
- 建物がない場合 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る
- 屋内にいる場合 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する

『近くにミサイル落下』

【影響あり】

- 屋外にいる場合 口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する
- 屋内にいる場合 換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する

【影響なし】

- 落下物らしき物を発見した場合には、決して近寄らない
- 発見した場合には、警察・消防に連絡する

◎【避難行動時におけるポイント】

- 教室、特別教室
窓から離れる、中央に集まり低い姿勢をとる、窓側に背を向ける
- 体育館、武道場
窓から離れる、中央に集まり低い姿勢をとる、窓側に背を向ける
- 運動場、プール
昇降口等から近くの建物に入る、近くの教室等に入り窓から離れる

◎【基本的な身の守り方の姿勢（例）】

- 体を伏せる or 低い姿勢をとる
- 窓側に背を向ける
- 両手で耳を押さえながら頭部を守る
- 目をつぶる



◎【学校の事前配慮事項】

- Jアラート等を通じて緊急情報が発信された際の児童生徒等の避難誘導の安全確保の方策について、全教職員で共通理解を図っておく
- 安全指導を実施する(朝の会や帰りの会での指導、避難訓練等)
- 「弾道ミサイル落下時の行動」について、児童生徒に指導しておく

◎【始業時刻より遅れた登校への対応について】

- 避難行動に伴い、始業時刻より遅れて登校することがあった場合、「浜松市小中学校児童生徒指導要録の様式及び取り扱い」(平成24年1月浜松市教育委員会p10)に基づき、学校長は遅刻扱いとしないことができる。

◎【被害状況等報告の連絡先】

万が一、各学校において落下物等による被害があった場合には、その被害状況について下記へ連絡する

- 児童生徒に関する被害 健康安全課 TEL: 457-2422
- 学校職員に関する被害 教職員課 TEL: 457-2408
- 学校施設に関する被害 教育施設課 TEL: 457-2403

※勤務時間外及び休日等における緊急連絡先
「各課 課長携帯電話へ」